

鹿児島市マグマシティパートナーズ制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョンの理念を踏まえ、「マグマシティ鹿児島市」の都市イメージを鹿児島市（以下「市」という。）と共有し、シンボルマークやマグニオンを活用した事業活動を通じて、市のシティプロモーションに寄与する企業、個人事業主及び団体（以下「事業者等」という。）を鹿児島市マグマシティパートナーズ（以下「マグマシティパートナーズ」という。）として登録するために必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 マグマシティパートナーズへの登録については、次に掲げる第1号から第3号までのいずれかの要件を満たし、かつ第4号の要件を満たすものとする。

- (1) シンボルマーク又はマグニオン（以下「シンボルマーク等」という。）を活用した商品開発をしていること
- (2) シンボルマーク等を活用した商品販売をしていること
- (3) イベントやウェブサイト、SNS等を通じて、シンボルマーク等を活用した市の情報発信を行っていること
- (4) 第1号から第3号に規定するいずれかの事業活動を継続して取り組む意思があること

(申請)

第3条 マグマシティパートナーズとして登録を希望する事業者等は、マグマシティパートナーズ登録申出書（様式第1。以下「登録申出書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、電子申請システムにより登録の申出をしたときは、登録申出書を提出したものとみなす。

2 登録にあたり、市は必要に応じ事業者等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第4条 登録内容に変更が生じた場合は、新たに登録申出書を市長へ提出し、登録情報の変更を行うことができる。

(登録証の交付)

第5条 市長は第3条第1項の規定により登録申出書の提出を受けた場合は、申出内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしている場合にマグマシティパートナーズ登録証（様式第2。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録期間)

第6条 マグマシティパートナーズの登録期間は、登録証の記載日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1ヵ月前までにマグマシティパートナーズから登録

辞退の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(取組状況の報告)

第7条 マグマシティパートナーズは、年度ごとに取組状況を市に報告するものとする。

(登録の辞退)

第8条 登録を辞退する場合、マグマシティパートナーズ登録辞退届(様式第3。以下「登録辞退届」という。)を市長へ提出するものとする。ただし、電子申請システムにより登録辞退の届出をしたときは、登録辞退届を提出したものとみなす。

(禁止事項)

第9条 次の事項に該当する場合は、登録しない又は登録を取り消すことができる。

- (1) 市の信用又は品位を損なうと認められる活動
- (2) 市が特定の事業者等や商品を推薦しているような誤解を与えると認められる活動
- (3) マグマシティパートナーズとしてのイメージを損なうと認められる活動
- (4) 特定の政治・思想・宗教等の啓発が目的と認められる活動
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる活動
- (6) 市税等の滞納
- (7) 鹿児島市暴力団排除条例(平成26年鹿児島市条例第4号)に反すると認められる活動
- (8) 連続3回にわたって第7条の規定による取組状況の報告を行わないとき又は第2条第1号から第3号に規定するいずれかの事業活動の実績が3年以上ないとき
- (9) その他マグマシティパートナーズの活動として適当でないと市長が認めるとき

2 市長は前項の規定により登録を取り消す場合は、マグマシティパートナーズ登録取消通知書(様式第4)により通知するものとする。

(情報の公表)

第10条 本事業の目的を達するために必要な情報の公表については、マグマシティパートナーズ及び市の双方が自由に行うことができるものとする。

(本制度の所管)

第11条 本制度に関する事務は鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課が所管する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

年 月 日

マグマシティパートナーズ登録申出書

鹿児島市長 殿

住所 _____

事業者等の名称 _____

代表者職氏名 (個人は氏名) _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

鹿児島市マグマシティパートナーズ制度実施要領第 3 条第 1 項の規定により、マグマシティパートナーズへの登録を申し出ます。

記

1 シンボルマークやマグニオンを活用した現在の事業活動

事業活動の開始時期及び内容を記入し、以下の①～③のいずれか及び④の□にチェックしてください。なお、④のチェックは必須です。

① シンボルマーク又はマグニオンを活用した商品開発をしている		□
	商品開発の開始時期	年 月頃から開始
	開発している主な商品	
② シンボルマーク又はマグニオンを活用した商品販売をしている		□
	商品販売の開始時期	年 月頃から開始
	販売している主な商品・販売場所	
③ イベントやウェブサイト、SNS等を通じて、シンボルマーク又はマグニオンを活用した市の情報発信を行っている		□
	情報発信の開始時期	年 月頃から開始
	情報発信している主な媒体	
④	①～③のいずれかの事業活動を継続して取り組む意思がある	□

2 シンボルマークやマグニョンの使用手続時期

鹿児島市へ使用手続を行ったもののうち、直近の手続時期を記入してください。時期が不明の場合は□にチェックしてください。

使用手続	手続時期
シンボルマークの使用届出	年 月 □不明
マグニョンの使用承認申請	年 月 □不明

※上記1で②（シンボルマーク又はマグニョンを活用した商品販売をしている）にチェックした場合は記入不要です。

3 シンボルマークやマグニョンを活用した今後の事業活動（予定）

※本制度では、3年以上の継続的な取組を想定しています。

4 ウェブサイト又はSNS等のURL

※メイン媒体（1つ）のURLを記入してください。

以下の事項について、同意の上□にチェックをしてください。

上記1（事業活動の区分（商品開発、商品販売、情報発信の別）やその内容）及び4の登録内容について、鹿児島市ホームページでの公表又は鹿児島市のシティプロモーションに係る関連事業等で活用することを了承します。

以下に掲げる禁止事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消されることがあることを承知のうえ、これらには該当していないことを誓います。

- (1) 市の信用又は品位を損なうと認められる活動
- (2) 市が特定の事業者等や商品を推薦しているような誤解を与えると認められる活動
- (3) マグマシティパートナーズとしてのイメージを損なうと認められる活動
- (4) 特定の政治・思想・宗教等の啓発が目的と認められる活動
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる活動
- (6) 市税等の滞納
- (7) 鹿児島市暴力団排除条例に反すると認められる活動

様式第2（第5条関係）

登録番号

マグマシティパートナーズ登録証

殿

鹿児島市のシティプロモーションに共に取り組むマグマシティパートナーズとして登録します。

年 月 日

鹿児島市長

年 月 日

マグマシティパートナーズ登録辞退届

鹿児島市長 殿

住所 _____

事業者等の名称 _____

代表者職氏名（個人は氏名） _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

鹿児島市マグマシティパートナーズ制度実施要領第8条の規定により、下記のとおり登録を辞退したいので届け出ます。

記

1 登録番号

2 辞退理由

様式第4（第9条関係）

年 月 日

殿

鹿児島市長

マグマシティパートナーズ登録取消通知書

鹿児島市マグマシティパートナーズ制度実施要領第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 取消年月日
- 3 取消理由